平成２５年（フ）第３３号
鳥取県倉吉市関金町大鳥居935番地
破産者　籔内　　繁
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡300番地
破産者　松野　敏一
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１５号
鳥取県東伯郡三朝町大字本泉660番地５
破産者　平井喜世子
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１８号
鳥取県倉吉市旭田町67番地、旧住所大阪府羽曳野市学園前４丁目15番３号
破産者　塚本　豊富
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１９号
鳥取県倉吉市下田中町836番地　アーティックＢ－１、旧住所鳥取県東伯郡北栄町亀谷648番地１
破産者　安田　利範
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第２０号
鳥取県倉吉市馬場町102番地４　県営住宅和田３－70、旧住所鳥取県東伯郡北栄町亀谷1309番地
破産者　篠原　真一
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第２１号
鳥取県倉吉市井手畑17番１地
破産者　倉繁　　典
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第２３号
鳥取県東伯郡北栄町岩坪17番地、旧住所鳥取県東伯郡琴浦町大字光好628番地
破産者　徳山　修司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第４８号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目13番７号　ウイッシュメゾン103
破産者　脇坂　千秋
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第５０号
北海道苫小牧市明徳町３丁目15番15号
破産者　前田はるみ
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３４３号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－20－212
破産者　林　　明人
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－20－212
破産者　林　百合子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
埼玉県川口市芝２丁目６番１号　ＴＹビル303号
破産者　齋藤　正惠
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４０１号
さいたま市桜区大字白鍬60番地　渋正第二ハイツ102
破産者　北時　弓子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４０９号
埼玉県川口市芝１丁目24番13号　芝一ハイツ103号
破産者　馬渕　　穣
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２６号
埼玉県桶川市坂田東３丁目10番地の14
破産者　亀山　健一
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２９号
さいたま市南区大谷場２丁目14番22号　ハイツブラザー106、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　Ｓ．Ｓ．Ｓ．浦和第二寮
破産者　松本　　剛
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４６号
埼玉県蓮田市山ノ内２番地59　コットンアイランドアルテ1303号
破産者　水上　友美
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６６号
北海道勇払郡安平町追分花園３丁目69番地、破産申立時の住所埼玉県久喜市鷲宮５丁目２番41号
破産者　長谷川正幸
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６８号
埼玉県川口市青木５丁目10番48―307号　ソアール第２川口
破産者　田村　祥規
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
埼玉県川口市大字芝4969番地の１　ミディーＡ101号
破産者　大橋　一正
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７８号
さいたま市見沼区大字小深作230番地５　ファミールエイト202
破産者　尾台　　学
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７９号
さいたま市見沼区大字小深作230番地５　ファミールエイト202
破産者　尾台　史絵
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９６号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目６番５号　島田荘10号
破産者　蓮沼　　清
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
埼玉県吉川市高富１丁目14番地２　シャルマン吉川Ａ号、開始決定時の住所埼玉県吉川市保１丁目37番地７　エンゼルハイム吉川504号
破産者　小嶋　　俊
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係